

第 10 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 5 月 24 日（木）午前 9 時 30 分から 10 時 3 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	5 番	石堂	かよ子			
会長職務代理者						
農業委員	1 番	古市	道則	2 番	中里	安男
	3 番	池亀	昭次	4 番	牛野	進一郎
	6 番	小山	重和	7 番	河野	律雄
	8 番	寺田	誠	10 番	西田	暁
	11 番	高田	照美			

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	柳田	和則	ロ.	中峯	哲義
ハ.	高田	正一	ニ.	小脇	浩一
ホ.	中畠	一三	ヘ.	雨田	俊孝
ト.	片板	大作	チ.	小山	幸良

4. 欠席委員

農業委員

9 番 西田 三郎

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による平成 30 年度第 10 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について

議案第 6 号 農地法第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 古市 義朗
農地振興係長 戸川 修一郎
農地振興係主任 日高 隆一郎

7. 会議の概要

- 事務局 開会の前に、本日欠席の届が会長に出ておりますので報告いたします。
(農業委員のうち) 西田 三郎 委員が欠席であります。
- 事務局 それでは、本日の総会は南種子町農業委員会会議規則第6条により成立
していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第10回農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしい
でしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号10番、西
田 暁 委員。11番、高田 照美 委員を指名します。
- 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第
1項の規定による平成30年度第10号農用地利用集積計画書(案)に対す
る意見決定について、を議題にします。
- 議長 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。戸川係長。
- 事務局 議案第1号は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用
地利用集積計画の承認について、平成30年5月31日を公告日とする農用
地利用集積計画(賃借権6件)を定めたいので、承認を求めるものです。
資料は3ページをお開きください。
1段目、公告日は平成30年5月31日、期間の始期を平成30年6月1
日・終期が平成35年5月31日の5年間存続で、田 ●●m²、畑 ●●m² の
5件です。
2段目、公告日は平成30年5月31日、期間の始期を平成30年6月1
日・終期が平成40年5月31日の10年間存続で、畑 ●● の1件です。
4ページをお開きください。計画内訳書の説明をいたします。
整理番号1番。利用権設定をする者が、南種子町○○××番地 A。利
用権設定を受ける者は、南種子町○○××番地 B です。
土地の所在につきましては、○○字△△××番、畑 1筆、面積は ●●
m² のうち ●●m²。
スナップエンドウ作付けで、賃借料 ○○円、5年間の再設定となりま
す。
整理番号1番から5番については、5年間設定です。内容については、

お目通しをお願いいたします。

5 ページをお開きください。

整理番号 6 番についても賃借権ですが、10 年間設定です。

利用権設定をする者が、南種子町〇〇××番地 C。利用権設定を受け
る者は、南種子町〇〇××番地 D です。

土地の所在は、〇〇字△△××番、畑 ●●㎡、〇〇字△△××番、畑 ●●
㎡ であり、合計 ●●㎡。ガジュツ作付けで 10 年間の新規設定になります。

個別の資料については、6 ページから添付してありますので、お目通し
ください。

利用権設定を受ける者は、経営規模拡大を図り、耕作を継続しており、
これからも農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤
強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、1 号議案について承認を求めるものであります。説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 1 号については、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案
のとおり決定いたします。議案第 1 号については原案のとおり決定いたし
ました。

議 長 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請（委員会許可）につい
て、譲渡人・E、譲受人・F 外 1 件 を議題にします。

事務局 それでは、事務局より議案第 2 号の説明をお願いいたします。日高主任。
15 ページをお開きください。

議案第 2 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について、審査を求
めるもので、所有権の移転が 2 件です。

整理番号 1 番から、資料を読み上げます。

整理番号 1 番。譲渡人が、南種子町〇〇××番地 E。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 F です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は 畑、地積は ●●㎡。

所有権移転で、贈与によるものです。

この件につきましては、16 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は 18 ページから添付しています。

整理番号 2 番。譲渡人が、鹿児島県南九州市〇〇××番地 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 H です。

土地の所在が、〇〇字△△××番。登記地目は 田、現況地目は 畑、地積は ●●m² です。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

この件につきましては、17 ページの調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。参考資料は 23 ページから添付しています。

以上 2 件につきましては、5 月 10 日の現地調査により耕作等について確認しております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号 1 番・2 番、寺田委員。

8 番委員 まず整理番号 1 番から説明いたします。F さんと E さんは親子関係でございまして、F さんの方は、〇〇会社の経営をしておりますけれど、現地のほうは既にさとうきびが作付けされており、管理が行き届いているようでございます。

2 番の G さんと H さんですけれども、この申請地の場所は〇〇の昔の『〇〇』、現在の『〇〇』の斜め後ろに位置しています。以前より H さんが借りて野菜を栽培していましたけれど、今回所有権移転という形でございます。H さんにおかれましては、南種子町の下限面積である 50 アールにはまだ届きませんが、西之表のほうに 6 反歩の農地を栽培しているということで、それともう 1 つは、今進めておりますけれど、〇〇の I さんの畑を借りるということで、経営拡大をしています。下限面積については、クリアできるものと思っております。以上でございます。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議 長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第 2 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第 2 号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請人・J を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第 3 号の説明をお願いいたします。日高主任。29 ページをお開きください。

議案第 3 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、転用申請が 1 件です。

それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、南種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記地目は 田、現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 雑種地 に変更。

工事計画は、許可後から平成30年6月まで。

資金は、造成費 〇〇円で全て自己資金によるものです。

転用目的としましては 貸駐車場です。

面積につきましては、土地造成 ●●㎡、所要面積 ●●㎡ です。

転用事由の詳細としまして、

「駐車場としてKに賃貸借する為。」とのことです。

転用することによって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要としまして、

「申請地は、北側が町道、南側が国道、東・西側は宅地となっています。周辺に農地はなく、現状のままで利用し、雨水は自然流下で処理します。」となっております。

なお、申請地は農業振興地域 外、都市計画区域 内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「その他の農地」に該当すると思われれます。

参考資料は30ページから添付しています。

なお、この案件につきましては、5月10日の現地調査において申請内容等について確認をしております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

8番委員 農地法第4条による案件ですけれども、この申請場所はKとLとの相中にございまして、今まで唐芋などを作って、農地として活用していた場所でございましたけれども、周辺に住宅等が建ち並ぶうちに営農環境が変化し、ここでの作付けは厳しい環境になってきたということで、この度Kとの賃貸関係で駐車場として利用するという申請でございます。

参考までに、その土地の反対側にもう1ヶ所、この人の土地がございまして、そこは耕作を続けている状況であります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。（「異議なし。」の声あり）

議長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人・M、
譲受人・N を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第4号の説明をお願いいたします。日高主任。
37 ページをお開きください。

議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。

資料を読み上げます。

整理番号1番。譲受人が、南種子町〇〇××番地 N。

譲渡人が、南種子町〇〇××番地 M。

土地の所在は、〇〇字△△××番。

登記・現況地目は 畑。地積は ●●㎡ です。

転用計画としまして、地目を 宅地 に変更。

工事計画は、平成30年6月から平成30年10月までの5ヶ月。

資金は、造成費 〇〇円・建築費としまして居宅 〇〇円、物置 〇〇円
の合計 〇〇円で、自己資金 〇〇円、融資 〇〇円となっています。

転用目的としましては、一般住宅・物置です。

転用事由の詳細としまして、「現在母親と同居しており、建物も老朽化
しております。同一敷地には崖地の為建築できない為、当該地を申請する
ものです。」とのことです。

周囲の状況につきましては、東側に里道、北東側に申請人所有の原野（町
道に接道しており進入路を設ける予定）があり、北側に原野、西・南側に
農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1) 造成計画が、盛土を最高0.5m行う。
- (2) それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3) 周辺農地に対しての支障対策として隣接農地への通路を確保する。
- (4) 用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域 外 及び都市計画区域 外 で、農地区分は「第
2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は38 ページから添付しています。

なお、この件につきましては、5月10日の現地調査において申請内容
等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願い
いたします。整理番号1番、牛野委員。

4番委員 NさんとMさんは親子関係でございます。事務局から説明があった
ように、母親と同居しているということですが、この度新しく住宅を建設

したいということでの申請です。

本人は公務員であり、学校の先生をして単身赴任で来ていましたけど、今年度から奥さんも来ているということで、どうしても住宅が必要ということでした。私個人の希望としては、集落内に住宅を造って、住んでもらうということは地域にとっても有り難いことなので、皆さんのご意見をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
議 長 「異議なし。」の声あり

議長 異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、原案のとおり決定いたします。議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第5号 農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明（非農地証明）について、申請人・Gを議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第5号の説明をお願いいたします。日高主任。
43ページをお開きください。

議案第5号は、農地法第2条第1項の規定にある農地でない旨の証明について審査を求めるもので、1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人及び所有者は、鹿児島県南九州市〇〇××番地のG。

土地の所在は、〇〇字△△××番。登記地目は 田、農地台帳上の現況地目は 宅地。地積は ●●㎡ です。

変更年月日については、昭和46年頃です。

現況といたしまして、『申請地は、昭和46年頃より宅地として利用され現在に至っております。』とのこと。

参考資料は44ページから添付していますのでお目通しをお願いします。

以上1件の内容につきましては、5月10日の現地調査において、相違ないことを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。整理番号1番、寺田委員。

8番委員 第2条の申請でございますけれども、先ほどGさんとHさんの3条申請がございましたけれども、その土地の真正面というか、道路際のほうでございまして、倉庫と繋がっている1筆のところでございます。課税地目は宅地になっているようでございます。

3条で申請された土地（〇〇字△△××番）に行く道路として利用され

るのではないかと想像されます。以前は、『〇〇』の駐車場のようになっていたんですけど、現在は偉い人がいまして綺麗に整地がなされていますけれども、下のほうは石がごろごろ出てきて、農地としては使えないだろうと思っております。この一部、作ればどうにかなりそうではありますが、課税地目が宅地ということから判断しますと、農地というより家庭菜園として判断すれば、これは農地に該当しないだろうと思われれます。審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり決定いたします。議案第5号については原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第6号 農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地・〇〇字△△××番 外4筆 を議題にします。

事務局 それでは事務局より、議案第6号の説明をお願いいたします。日高主任。資料47ページをお開きください。

議案第6号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

次の土地は現地調査の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番。台帳所有者が、南種子町〇〇××番地 〇。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は 畑、地積は ●●㎡。外4件、4筆の合計で、5筆、地積合計は、●●㎡ になります。

この5筆につきましては、利用状況調査の結果から、再生困難な農地と判断し、既に山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

5月10日の現地調査において、石堂会長・高田農地部長、農地部員の古市委員・池亀委員・小山委員・職員4人で現地確認をしております。なお、整理番号3番から5番につきましては、小脇推進委員も同行しております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

議長 質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。全員賛成ですので、原案どおり

決定いたします。議案第6号については原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項は全てを終了いたします。